

迷惑メール対策推進協議会 ワーキンググループ設置要綱（案）

- 1 迷惑メール対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、次のワーキンググループを置く。
 - 技術ワーキンググループ

- 2 ワーキンググループの目的は、次のとおりとする。
 - 技術ワーキンググループは、協議会における送信ドメイン認証技術の普及その他の技術的課題に関し、方針案の作成、基礎的資料の作成、関連の情報の共有・整理・提供、技術的なアドバイス等を行うことを目的とする。

- 3 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。
 - ① ワーキンググループの構成員は、協議会座長が指名する。
 - ② ワーキンググループに主査及び副主査を置き、当該ワーキンググループに属する構成員のうちから、協議会座長が指名する。
 - ③ 主査はワーキンググループを招集し、主催する。副主査は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わり、その職務を遂行する。

- 4 ワーキンググループの運営は、次のとおりとする。
 - ① 協議会の座長及び座長代理は、随時、ワーキンググループの会合に出席することができる。
 - ② ワーキンググループは、必要に応じ、外部の者を含む関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - ③ 技術ワーキンググループは、送信ドメイン認証技術の普及活動その他の技術的課題に関し、協議会の構成員及び幹事会の構成員と緊密な連携を取るものとする。
 - ④ 以上のほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるものとする。

(参考資料)

迷惑メール対策推進協議会 ワーキンググループ設置要綱（案）

- 1 迷惑メール対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、次のワーキンググループを置く。
 - **技術ワーキンググループ**
- 2 ワーキンググループの目的は、次のとおりとする。
 - **技術ワーキンググループは**、協議会における送信ドメイン認証技術の普及**その他の技術的課題**に関し、**方針案**の作成、基礎的資料の作成、関連の情報の**共有・整理・提供**、技術的なアドバイス等を行うことを目的とする。
- 3 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。
 - ① ワーキンググループの構成員は、協議会座長が指名する。
 - ② ワーキンググループに主査及び副主査を置き、当該ワーキンググループに属する構成員のうちから、協議会座長が指名する。
 - ③ 主査はワーキンググループを招集し、主催する。副主査は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わり、その職務を遂行する。
- 4 ワーキンググループの運営は、次のとおりとする。
 - ① 協議会の座長及び座長代理は、随時、ワーキンググループの会合に出席することができる。
 - ② ワーキンググループは、必要に応じ、外部の者を含む関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - ③ **技術ワーキンググループは**、送信ドメイン認証技術の普及活動**その他の技術的課題**に関し、協議会の構成員及び幹事会の構成員と緊密な連携を取るものとする。
 - ④ 以上のほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるものとする。

迷惑メール対策推進協議会 ワーキンググループ設置要綱

- 1 迷惑メール対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、次のワーキンググループを置く。
 - **送信ドメイン認証技術ワーキンググループ**

- 2 ワーキンググループの目的は、次のとおりとする。
 - **送信ドメイン認証技術ワーキンググループ**は、協議会における送信ドメイン認証技術の普及に関し、**普及方針案**の作成、基礎的資料の作成、関連の情報整理・提供、技術的なアドバイス等を行うことを目的とする。

- 3 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。
 - ① ワーキンググループの構成員は、協議会座長が指名する。
 - ② ワーキンググループに主査及び副主査を置き、当該ワーキンググループに属する構成員のうちから、協議会座長が指名する。
 - ③ 主査はワーキンググループを招集し、主催する。副主査は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わり、その職務を遂行する。

- 4 ワーキンググループの運営は、次のとおりとする。
 - ① 協議会の座長及び座長代理は、随時、ワーキンググループの会合に出席することができる。
 - ② ワーキンググループは、必要に応じ、外部の者を含む関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - ③ **送信ドメイン認証技術ワーキンググループ**は、送信ドメイン認証技術の普及活動について、協議会の構成員及び幹事会の構成員と緊密な連携を取るものとする。
 - ④ 以上のほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるものとする。

「迷惑メール対策推進協議会」設置要綱

1. 目的

いわゆる迷惑メール問題については、これまで幅広い関係者による様々な対策が進められてきたところであるが、送信手法が巧妙化・悪質化し、また、海外からの迷惑メールの送信が増大している中で、迷惑メール対策に関わる関係者が連携し、効果的な対策の実施に取り組んでいくことが強く求められている。このため、電子メールの利用環境の一層の改善に向け、関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行うことにより、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として、「迷惑メール対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 協議会は、別紙に掲げる構成員をもって構成する。
- (2) 協議会に、座長及び座長代理を置く。座長は協議会を招集し、主宰する。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わり、その職務を遂行する。
- (3) 座長は構成員の互選により選任する。座長代理は、座長が指名する。
- (4) 構成員以外の者であって協議会に参加しようとするものは、構成員の過半数の了解を得て、構成員となることができる。

3. 運営

- (1) 迷惑メール対策に係る実務的な問題に係る情報共有、対策の検討等を行うため、協議会に、構成員の一部（構成員が指名する者を含む。）からなる幹事会を置く。幹事会の詳細については、別に定める。
- (2) 協議会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を設置することができる。
- (3) 協議会は、必要に応じて、外部の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (4) その他協議会の運営に関しては、座長が定めるところによる。

4. 事務局

協議会の事務運営は、関係者の協力を得て、財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センターが行う。